



厚生労働省

山口労働局 徳山労働基準監督署 **Press Release**

報道関係者各位

令和6年4月11日（木）

【照会先】

徳山労働基準監督署

監督課長

川端 実

電話（0834）21-1788

労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

徳山労働基準監督署（署長 宮本敏和）は、令和6年4月11日、株式会社Forest Fun Clubほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで周南区検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社Forest Fun Club
（事業場の所在地 山口県下関市）
- (2) 同社代表取締役

2 違反条文

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第151条の92第2項（転落等の防止等）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3 事件の概要

被疑者株式会社Forest Fun Clubは、林業を営む事業者であるが、同社の代表取締役は、令和5年9月26日、山口県周南市大字大潮の山中の作業道において、労働者に傾斜地で車両系木材伐出機械（木材グラップル機）を運転させ、伐倒した原木の集材等の作業を行わせるに際し、当該車両系木材伐出機械の転落により労働者に危険が生ずるおそれがあったにもかかわらず、誘導者を配置して同労働者が運転する車両系木材伐出機械を誘導させなかったものである。

同労働者は、作業中の作業道から当該車両系木材伐出機械ごと約40メートル下に転落し、死亡した。

4 参照法令

労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日 法律第五十七号）（抜粋）

第二十条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- （二～三 略）

労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日 労働省令第三十二号）（抜粋）

第五十一条の九十二（転落等の防止等）

第1項 略

第2項 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系木材伐出機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系木材伐出機械を誘導させなければならない。

第3項 略

労働安全衛生法 第百十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 略

労働安全衛生法 第百二十二条（罰則）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

伐木等機械

伐木、造材や原木・薪炭材（以下「原木等」という）の集積を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フェラーバンチャ ▶

伐木と原木等の集積を行う機械



ハーベスタ▼

伐木、枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械



プロセッサ▶

枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械



木材グラップル機

木材用のつかみ具（以下「木材グラップル」という）とブーム・アームからなる作業装置（以下「木材グラップル装置」という）により原木等を集積する機械



グラップルソー

玉切りと原木等の集積を行う機械



走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フォワーダ

木材グラップル装置と荷台を備え、木材グラップル装置により原木等の荷台への積載を行い、車両の走行により原木等を運搬する機械



スキッド

ブルドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンとし、木材グラップル装置により原木等の一端を持ち上げ、車両の走行により原木等を運搬する機械



集材車

原木等を荷台に積載し、車両の走行により運搬する機械。原木等を荷台に積載するためのウインチや滑車をつり下げるポールを備えたものを含む



集材用トラクター

ブルドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンに、ウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより、けん引して運搬する機械



架線集材機械

動力を使って原木等を巻き上げることにより、原木等を運搬するための機械。動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

タワーヤーダ

支柱と2つ以上のドラムのあるウインチを備え、支柱を使って原木等をウインチのワイヤロープで巻き上げて集材を行う機械



スイングヤーダ

ドラグ・ショベル、木材グラップル機などに2つ以上のドラムのあるウインチを備え、ブーム・アームを支柱とし、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械



集材ウインチ機

ドラグ・ショベル、木材グラップル機などのブームの下部または機体の前面に1つのドラムのあるウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械

